

私立幼稚園等環境整備費補助金

関 連 資 料

令和7年10月31日(金曜日)

東京都生活文化局私学部

「私立幼稚園等環境整備費補助」(令和7年度) に関するお知らせ

幼児教育の質の向上のための遊具等の環境整備に要する経費の一部を補助します。今年度はこれに加え、連日の猛暑に対する緊急的な対応として、園児の熱中症対策に要する経費の全部を補助します。



■ 制度概要

1 申請者の要件

都内に私立幼稚園及び私立の幼稚園型認定こども園または幼保連携型認定こども園を設置する設置者

2 補助対象経費・上限額

(1) 私立幼稚園等施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の整備に要する経費に対して、その一部を補助する。

また、園児の熱中症対策物品の整備に要する経費に対して、その全部を補助する。

(2) 遊具等に係る補助対象経費の上限は1園当たり180万円とする。

熱中症対策に係る補助対象経費の上限は1園当たり20万円とする。

3 補助率

①遊具等

(1) 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園 1/2

(2) 交付決定年度(令和7年度)に幼稚園で、
翌年度に認定こども園に移行する予定の学校法人立幼稚園 1/2

(3) (1)及び(2)以外の幼稚園 1/3

②熱中症対策

申請要件を満たす全幼稚園等 10/10

4 その他

(1) 契約から支払いまでを令和7年度中(令和7年4月1日から令和8年3月31日)に行うものが対象になります。期間外の項目があった場合は、補助対象外になります。

(2) 園庭や園舎と一体をなすような施設そのものの整備は、補助対象外になります。

(3) 0~2歳児のみが使用する物品は、補助対象外になります。

(4) 教職員用の物品は、補助対象外になります。

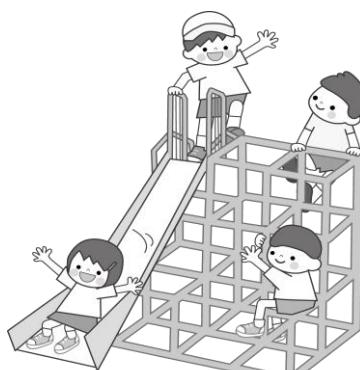
(5) 国から補助制度の変更等が示された結果、内容が変更となる場合があります。

■ 申請スケジュール(予定)

令和7年	9月	8日	交付申請書提出依頼
同 年	10月	17日	交付申請書提出締切
令和8年	2月	頃	交付決定
同 年	2月	以降	実績報告書提出依頼
同 年	5月	下旬	補助金交付

■ 問合せ先

東京都 生活文化局 私学部
私学振興課(助成担当) 益田
アドレス S1161501@section.metro.tokyo.jp
※メールでのお問合せにご協力下さい。
電話 03-5388-3182



■ よくいただくご質問

1	補助金申請額が満額交付されますか。	予算の範囲内の補助金執行となりますので、各園への補助金交付額に圧縮がかかる場合があります。
2	どのようなものが補助の対象となりますか。	<p>・本補助の対象となる経費は、国の教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）の基準に準じます。</p> <p>「緊急環境整備では、施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備の整備を対象としています。そのため、これらの購入費用や設置、備え付けに必要な経費は対象となりますが、屋外教育環境整備で対象としているアスレチック遊具、屋外ステージ等の整備は対象になりません。また、設備の整備にあたり要する地ならし等の工事経費、既存設備の撤去費用等も対象なりません。」（平成27年4月24日付27文科初第241号。平成27年度教育支援体制整備事業費交付金に係る事業の募集について（依頼）より抜粋）また、全ての設備や物品に係る運搬費（送料・運賃等）は補助の対象なりません。</p> <p>・本補助は幼稚園等の教育環境の質の向上を目的とすることから、原則として園児が直接使用するものや教職員が保育室や園庭で園児の教育のために使用するものに限ります。そのため、例えば、事務室で使用する机・イスなどの事務用備品や園長室の調度品・ソファー等、あるいは建物維持管理用の物品などは補助の対象なりません。また、短期間のうちに消耗する物品や個人の所有に係る物品も対象なりません。</p>
3	遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等とは具体的にどのようなものですか。	以下のようなものが例として挙げられます。 遊具：ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム、等 運動用具：跳び箱、マット、三輪車、トランポリン、等 教具：積み木、紙芝居、絵本、園児用机・イス、楽器、等 保健衛生用品：体重計、身長計、幼児用寝台、テント・日よけシェード等の熱中症対策物品、等
4	設備改修費用は、対象となりますか。	既存建物の改修や遊具の補修など改修費用は補助の対象なりません。
5	短期間のうちに消耗する物品とはどんなものですか。	概ね1年末満の適正な使用により、一度に消費してしまったり、消耗していくもの又は原形を失うものを指します。 例）絵の具、鉛筆、消しゴム、画用紙、カラーペン等
6	園庭の遊具を新しいものに買い換える場合は、撤去・廃棄に要する費用は対象となりますか。	撤去・廃棄費用は対象なりません。
7	補助事業実施に際し、入札や見積り競争によって業者及び金額等を決定すべきですか。	<p>【遊具等】 補助事業を行なうに当たっては、補助金の適正かつ効率的な使用が求められているところであります。また、補助金という性質上その手続の透明性を確保することが重要です。</p> <p>そのためには、公正かつ客観的な基準に基づく競争により契約の相手方及び契約金額を決定する方法が妥当であり、原則として同一条件で行った3社以上の入札や見積り競争を行う必要があります。</p> <p>なお、例外的に、契約ごとに1件の金額が30万円未満の場合は、幼稚園において価格調査を行なった上で、見積書は1社でも差し支えないものとします。その際は、採択業者の見積書とは別に、価格調査を行なったことがわかる資料（カタログのコピー、インターネットの画面を印刷したもの）を備えてください。</p> <p>【熱中症対策】 熱中症対策事業については、連日災害級の猛暑が続いている状況を受けて緊急的に実施するものであることを踏まえ、書類については大幅に省略します。</p>
8	補助金の交付対象となった場合、処分制限等は生じますか。	補助金の交付対象となった設備等は、事業が完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その目的に従って使用する必要があります。 処分制限の期間前に処分等を行う場合には、私学部を通じて知事に届ける必要があります（補助金の返還が必要な場合があります。） 例）・すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他 10年 ・児童用机及び椅子 5年
9	認定こども園の場合、0～2歳児の認可外保育施設部分のみで使用するものについても補助対象となりますか。	保育所部分のみで使用するものは、補助対象外となります。幼稚園部分と保育所部分とで共用して使用するものについても、補助対象とし、按分の必要はありません。
10	インターネットオークションで買ったものは対象になりますか。	対象となります。インターネットオークションは、競争性のある業者選定過程を経て申請額の適正さを担保する制度の趣旨から逸脱するものであり、補助金の適正執行の観点から適切ではありません。
11	掃除機、洗濯機、乾燥機、オープレンジは対象になりますか。	国の教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）の基準に準じ、対象となります。
12	収納用品は対象になりますか。	国の教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）の基準に準じ、対象となります。 例）本箱、ロッカー、道具入れ、靴箱、ハンガーラック、倉庫、等
13	大型遊具は対象になりますか。	園庭の大部分を占める、または一式500万円以上の大型遊具は、対象とならない場合がございますので事前にご相談ください。
14	予備品や交換品も対象になりますか。	対象となります。
15	修繕や改修の場合、対象になりますか。	対象となります。
16	園（法人）が購入して園児の所有になるものも対象になりますか。	園で所有し、園で使用するものが対象になるため、園児に配布し、園児の所有になるものは対象となります。
17	交付申請時に提出した「採択業者」以外から購入しても補助対象になりますか。	「採択業者」として決定している以上、採択業者以外からの購入は補助対象外になります。特に在庫状況など変動があるものについては、お気をつけてください。
18	交付決定を受けた見積額から契約額が変更となった場合、補助金額は見積額と契約額のどちらに基づいて算出されますか。	補助金は交付決定額を上限として支出されます。 このため、見積額を契約額が上回る場合、見積額をもとに補助金額を算出します。見積額を契約額が下回る場合、契約額をもとに補助金額を算出します。
19	見積書の取得期限はありますか。	交付申請書の締切日までに取得した見積書が対象となります。 ※令和7年度は令和7年10月18日